

令和8年3月27日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和7年度3月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

- | | | |
|----------|----------------------------|--------|
| 議案第 76 号 | 農地法第3条許可申請書審議について | (14件) |
| 議案第 77 号 | 農地転用事業計画変更申請書審議について | (1件) |
| 議案第 78 号 | 農地法第5条許可申請書審議について | (2件) |
| 議案第 79 号 | 非農地証明願出書審議について | (1件) |
| 議案第 80 号 | 荒廃農地に係る非農地判断審議について | (5件) |
| 議案第 81 号 | 農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について | (64件) |

〈 出席委員 〉 (15人)

- | | | |
|------------------|-------------|------------|
| 1 番 奥 和俊 (会長・議長) | 2 番 地頭所 忠一 | |
| 4 番 重水 賢治 | 5 番 山口 義廣 | |
| 7 番 荒木 信之 | 8 番 鉾之原 正美 | 9 番 黒葛 クルミ |
| 10 番 上原 孝一 | 11 番 今屋 政市 | 12 番 池田 初男 |
| | | 15 番 宮脇 誠 |
| 16 番 梅本 昭広 | 17 番 西園 賢一郎 | 18 番 横山 義晴 |
| 19 番 中玉利 一朗 | | |

〈 欠席委員 〉 (4人)

- 3 番 楠 眞憲、6 番 久保 聖子、13 番 満尾 修一、14 番 今村 龍太郎

〈 出席推進委員 〉 (13人)

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 20 番 佐藤 洋三 | 21 番 松崎 秀樹 | 22 番 下池 健悟 | 23 番 川畑 直樹 |
| 24 番 有村 昭郎 | 25 番 南田 達宏 | 26 番 榎園 博文 | 27 番 池田 直人 |
| 28 番 櫛元 和則 | 29 番 濱崎 浩一 | 30 番 田中 博視 | |
| 32 番 鶴田 浩志 | | 34 番 永野 彰一 | |

〈 欠席推進委員 〉 (2人)

- 31 番 有馬 孝一、33 番 田中 宏和

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

- | | | | |
|--------|-------|-----------|-------|
| 事務局長 | 有島 春己 | 次長兼農業振興係長 | 小園 和仁 |
| 農地調整係長 | 福留 明博 | 農業振興係 | 岩下 茜 |
| 農地調整係 | 石塚 健一 | | |

(開会 午前9時00分)

会長 ただいまから、令和7年度3月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中15名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
なお、(楠眞憲委員、久保聖子委員、満尾修一委員、今村龍太郎委員) から欠席届が提出されています。

また、農地利用最適化推進委員が13名出席しております。

なお、(有馬孝一推進委員、田中宏和推進委員) から欠席届が提出されています。

それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、15番「宮脇誠」委員と16番「梅本昭広」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第76号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 2頁から5頁までの14件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 836㎡、作物は水稲です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 7,621㎡、作物は水稲及び野菜です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は14,305㎡、作物は水稲です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は14,588㎡、作物は水稲です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 921㎡、作物は野菜です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 2,136㎡、作物は水稲です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 2,614㎡、作物は水稲及びお茶です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 5,652㎡、作物は水稲及び果樹です。

番号9の権利種別は10年間の賃借権設定、権利取得後の経営面積は 815㎡、作物は果樹(ブルーベリー)です。

番号10の権利種別は1年間の賃借権設定、権利取得後の経営面積は 2,413㎡、作物は水稲です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 4,725㎡、作物は水稲です。

番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 233,287㎡、作物は水稲です。

番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 232,811㎡、作物は果樹です。

番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 7,459㎡、作物は水稲です。

以上、計14件について、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

4番 議案第76号の番号1について報告いたします。

令和8年3月19日、私と副の松崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第76号の番号2について報告いたします。

令和8年3月19日、私と副の松崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中及び草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第76号の番号3について報告いたします。

令和8年3月24日、私と副の松崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第76号の番号4について報告いたします。

令和8年3月24日、私と副の松崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第76号の番号5について報告いたします。

令和8年3月20日、私と副の横山委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第76号の番号6について報告いたします。

令和8年3月21日、私と副の横山委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第76号の番号7について報告いたします。

令和8年3月21日、私と副の横山委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第76号の番号8について報告いたします。

令和8年3月24日、私と副の川畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第76号の番号9について報告いたします。

令和8年3月23日、私と副の楠委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第76号の番号10について報告いたします。

令和8年3月23日、私と副の楠委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第76号の番号11について報告いたします。

令和8年3月20日、私と副の池田直人委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第76号の番号12について報告いたします。

令和8年3月19日、私と副の有馬委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第76号の番号13について報告いたします。

令和8年3月19日、私と副の有馬委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第76号の番号14について報告いたします。

令和8年3月20日、私と副の梅本委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。 議案第76号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第76号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第76号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第77号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。

なお、番号1は、日程第4、議案第78号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1と関連しますので、あわせて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の24頁です。1件です。

番号1は、27頁の議案第78号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1と関連がありますので、あわせて説明いたします。

本案件は令和元年9月27日付けで、建売住宅への転用許可済みでしたが、その後、資材の高騰や、会社の事業運営が困難となっていたところ、隣地の所有者から住宅建築を希望する申し出があったため、今回、事業計画の変更をするものです。

なお、承継者の転用には、所有権移転を伴う5条転用許可が必要であることから、同時に、5条申

請が提出されたものです。

以上、事業計画変更申請書審議の番号1と議案第78号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1については、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当。

また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

16番 議案第77号の番号1と議案第78号の番号1について、一括して報告いたします。

令和8年3月24日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、鹿児島市役所松元支所から500m以内に位置する農地であるので第2種農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、及び農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。

議案第77号の番号1と関連する議案第78号の番号1の案件について、承認及び許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [異議等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第77号の番号1と、関連する議案第78号の番号1について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第77号の番号1と、関連する議案第78号の番号1の案件について、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第78号の「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、資料の27頁をご覧ください。1件です。

番号2の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

以上、1件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

19番 議案第78号の番号2について報告いたします。

令和8年3月25日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第78号の番号2の案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第78号の番号2の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第78号の番号2の案件について、許可することに決定しました。

会長

次に、日程第5、議案第79号「非農地証明願出書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局

資料の31頁をご覧ください。1件です。
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。
番号1は、20年以上経過した宅地です。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

15番

議案第79号の番号1について報告いたします。
令和8年3月20日、私と副の満尾委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。
総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。議案第79号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第79号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第79号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長

次に、日程第6、議案第80号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

資料の34頁をご覧ください。議案第80号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
申請分です。

番号1 東市来町養母 登記地目は畑、登記面積は 328㎡です。

番号2 東市来町湯田 登記地目は畑、登記面積は 1,078㎡です。

番号3 伊集院町下谷口 登記地目は畑、登記面積は 1,134㎡です。

番号4 伊集院町下谷口 登記地目は畑、登記面積は 1,073㎡です。

番号5 日吉町日置 登記地目は田、登記面積は 2,976㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、番号1、番号3、番号4、番号5の4件は「原

野」、番号2は「山林」と判断しました。

以上、畑4筆、面積 3,613㎡、田1筆、面積 2,976㎡、合計5筆、面積 6,589㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第80号のすべての案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第80号のすべての案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第81号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

会長 それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

上原孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

10番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 40頁の番号3から番号6までです。貸借です。

この案件につきましては、上原委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

面積について、田が 3,527㎡、計 3,527㎡、利用権設定数は4筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第81号の番号3から番号6までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第81号の番号3から番号6までの案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

上原委員に着席の連絡をしてください。

10番 [着席]

会長 次に、佐藤洋三委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

20番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 41頁の番号13から番号15までです。貸借です。

面積について、畑が 689㎡、計 689㎡、利用権設定数は3筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第81号の番号13から番号15までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

- 議長 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第81号の番号13から番号15までの案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
佐藤委員に着席の連絡をしてください。
- 20番 [着席]
会長 次に、山口義廣委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 5番 [退席]
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 42頁の番号21から番号26までです。貸借です。
面積について、田が 4,430㎡、畑が 946㎡、計 5,376㎡、利用権設定数は6筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 何かご質問等は、ありませんか。
議長 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ありませんので、議案第81号の番号21から番号26までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議長 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第81号の番号21から番号26までの案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
山口委員に着席の連絡をしてください。
- 5番 [着席]
会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 18番 [退席]
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 44頁の番号42から番号51までです。貸借です。
この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田が 9,093㎡、計 9,093㎡、利用権設定数は10筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 何かご質問等は、ありませんか。
議長 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ありませんので、議案第81号の番号42から番号51までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議長 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第81号の番号42から番号51までの案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
横山委員に着席の連絡をしてください。
- 18番 [着席]
会長 次に、議案第81号の議事参与制限以外の案件を審議します。
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 資料の40項から47頁までです。貸借です。
面積について、田が20,119㎡、畑が24,531㎡、計44,650㎡、利用権設定数は41筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及

び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第81号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第81号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

令和7年度3月総会を閉会します。

(閉会 午前10時05分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会長

奥 和 俊

15番

宮 脇 誠

16番

梅 本 昭 広